

栃木県教育委員会定例会会議録

平成27年4月7日(火)、栃木県教育委員会定例会を栃木県庁南別館内教育委員室に招集した。

1 出席委員は次のとおりである。

2	番	岡	直 樹
3	番	吉 澤 慎	太 郎
4	番	伏 木 由	佳 子
5	番	工 藤	敬 子
6	番 (教育長)	古 澤	利 通
新	委 員	陣 内	雄 次

2 議事に参与した職員は次のとおりである。

教 育 次 長	金 田	繁 夫
教 育 次 長	金 井	正 誠
総合教育センター所長	長 野	金 市
総 務 課 長	石 崎	隆 治
施 設 課 長	江 連	幸 宏
教 職 員 課 長	軽 部	美 誠
学 校 教 育 課 長	宇 梶	清 隆
特 別 支 援 教 育 室 長	中 田	好 和
生 涯 学 習 課 長	猪 瀬	晃 満
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	塩 澤	信 男
文 化 財 課 長	荷 見	祐 子
健 康 福 利 課 長	伊 藤	惠 治
国 体 準 備 室 長	今 泉	浩 明
総 務 主 幹	入 野	和 修
人 権 教 育 室 長	鈴 木	
児 童 生 徒 指 導 推 進 室 長	赤 羽	
学 力 向 上 推 進 室 長	野 中	
世 界 遺 産 登 録 推 進 室 長	羽 瀬	

3 岡委員(委員長職務代行者)から、廣瀬委員長が3月31日に委員を辞職したこと、これにより現在、委員長職が不在となっていること、委員長決定までの間、委員長職務代行者である自分が議事進行を務めることを伝えた。

4 午後3時00分、委員は全員出席しており、委員会は成立したので、岡委員は、定例会を開催する旨を告げた。

5 岡委員は、本日の会議録署名委員に5番工藤委員を指名した。

6 岡委員は、廣瀬隆人委員長が3月31日に委員を辞職したことにより、4月1日から新たに陣内雄次委員が就任されたことを告げた。

7 岡委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が4月1日に改正され、各教育委員会には、教育委員長と教育長を一体化し、会務を総理する「新」教育長が設置されることになったこと、ただし、現在在任中の教育長の教育委員としての任期満了までは、改正前の法律（旧法）が適用されるという経過措置が設けられていること、本県の古澤教育長の任期は平成28年3月31日までであるので旧法が適用されることを伝え、旧法第12条第1項の規定により、栃木県教育委員会委員長の選任を行う旨を告げた。

8 委員長及び委員長職務代行者の選任並びに議席の決定について
委員長の選任方法について全委員に諮ったところ、全委員異議なく指名推薦により行うことに決定した。

伏木委員から岡委員を委員長に推薦したい旨提案があり、全委員に諮ったところ、全委員異議なく、岡委員が委員長に決定した。

委員長職務代行者の選任方法について全委員に諮ったところ、全委員異議なく指名推薦により行うことに決定した。

岡委員長から古澤委員を委員長職務代行者に推薦したい旨提案があり、全委員に諮ったところ、全委員異議なく、古澤委員が委員長職務代行者に決定した。

議席については、1番岡委員、2番古澤委員、3番伏木委員、4番工藤委員、5番陣内委員、6番古澤委員に決定した。

9 委員長は、本日の議案のうち、第1号議案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（旧法）第13条第6項の規定に基づき、会議を非公開で行いたい旨、各委員に諮ったところ、全委員の賛成により非公開とすることに決定した。

10 委員長は、報告を受ける旨を告げた。

11 報 告

(1) 栃木県公立学校教員研修要綱の一部改正について
委員長から説明を求められ、総務課長が説明した。
この報告に関して、委員から質問や意見はなかった。

(2) 平成28年度県立高等学校入学者選抜における「募集する生徒像」等について
委員長から説明を求められ、学校教育課長が説明した。
この報告に関して、委員から次のような質問や意見等があった。

[委 員]

- ・ 出願するための資格要件に、「入学前にボランティアに取り組んだ者」、「入学後にボランティアに取り組める者」を掲げる学校が多数ある。決してボランティアそのものを否定するわけではないが、入学をしたいがためにボランティアをする、といったことにならないか、非常に危惧されるが、各学校はどのように考えているのか。

〔事務局〕

- ・ 各学校において、中学3年生への学校説明会や一日体験学習の際に、「このボランティアは資格要件に当てはまるのでしょうか。」といった質問も多くあると聞いている。学校としては「要件に当てはまる当てはまらないといったことではなく、あなた自身が中学校でどのような活動を継続して行い、それを高等学校を受けた際にきちんと説明できるのか、といったことで判断します。」といった説明をしていると聞いている。
- ・ 確かに打算的になれば、合格しやすくするために、ボランティアをやろうということになるかも知れないが、軽い気持ちで1、2回やったことを高校は決してボランティアの実績とはしていない。本当に自分の意志でどれだけのをやったかということを経験生としては十分に見ていく、ということを引き続き受験生に説明していくようにする。

〔委員〕

- ・ ボランティアの心を育てるといえるのは重要なことであるので、そのようにしていただきたい。

〔委員〕

- ・ 3年目に入って見直しということは、学校の特色に合わせて求める生徒を積極的にアピールするという意味で、大変結構なことである。
- ・ 新しいこの資料は、いつごろから見るようになるのか。

〔事務局〕

- ・ まずは来年受験する中学3年生にきちんと伝えることが重要であるので、これをすぐに印刷をかけ、各中学校へ配付するとともに、ホームページにも掲載する。また、昨年度県立高校のガイドブックを編纂したが、秋口作成予定の今年度版にはこの内容を盛り込み、学校の活動と一体化して見られるようにすることも考えている。

〔委員〕

- ・ 先ほどのボランティアに関して、私は違った見方をしている。この「募集する生徒像」にボランティアと入っていることでボランティアに目を向けることは決して悪いことではないと思う。きっかけは何でもよいと思う。ただその後、そういう生徒に先生方がどういった指導を行っていくのかという内容次第で変化が起こってくると思う。ボランティアに参加することで何かを感じられるような形に是非持っていてももらえればよい。どんな思いからでもよいので、とりあえずやってみてそれから経験を深めていくことが大切だと思う。

〔委員〕

- ・ いくつかの高校では、資格要件に、地域の行事、伝統芸能伝承などの活動、という項目も入っているが、是非もっと積極的にやってもらいたい。最近、グローバル化というトピックスが教育界にも入ってきているが、英語ができればよいといった表面的なグローバルが跋扈しているようである。自分たちの住む地域のことをよりよく知るといって、グローバ

ルの前提となるローカルの視点がすごく重要であると感じている。

- ・ 大学入試においても、入試の形を変えたことで、具体的にどういう学生を得ることができて、その子たちが社会へ出てどういうようになったというフォローアップが問われることがある。この特色選抜で入学した子どもたちがその後どういようにならなうていったかということをしちちんと検証することが、今後改良していく際の参考とならうと思うので、なかなかな大変な調査にならうてしまらうと思うが、可能であればやらうとよいらではないかと感じている。

〔事務局〕

- ・ 特色選抜で入学した子どもたちが2年、3年とどのよように校内で成長していくかを把握することは、学校の教員としてしっかりとやらなければならぬと考えらているので、対応していく。

(3) 「ふるさと とちぎの心 栃木県道徳教育郷土資料集(小学校高学年編)」及び「教師用指導書」について

委員長から説明を求められ、学校教育課長が説明した。

この報告に關して、委員から次のよような質問や意見等があつた。

〔委員〕

- ・ 前年度の中学校編もそうだったが、大変素晴らしい資料であると思う。
- ・ 11番のパン・アキモトさんの話で、子どもたちの文章の中には「救缶鳥プロジェクト」が出てこないが、教師用指導書には出てくる。これは非常に優れたシステムであり、「救缶鳥」という名前の付け方もよいらので、子どもたちの文章にもあつてもらいたかつたが、先生が話しの中で教えるっていくということによいらのか。

〔事務局〕

- ・ この読み物を作成する過程では「救缶鳥プロジェクト」の盛り込みも検討されたらうと思う。このプロジェクトはNGOとの協働ということもあり、また、これに参加する高等学校も出てきているので、教員には是非触れるよようにしてもらいたいらと思っている。

〔委員〕

- ・ このプロジェクトが県内でもうまく定着すればよいらと思うので、読み物本文のほうにも何年後かに載らうとよいらと思う。

〔委員〕

- ・ 自分の生まれ育つた場所ではん張つた先人たちのことを知るということは、自尊心を育てるうえですごくよいらことだらうと思う。
- ・ この読み物を使った実際の道徳の授業のやり方はどのよようにイメージしているのか。先生が話しを主導して、例えば、感想文を書いたり、ワークショップで感想を皆で共有していくよような形なのか。

〔事務局〕

- ・ 読み物教材ではあるが、単なる感想文だけではなく、お互いに話合う時間を設けるなど、指導書を元に教員が工夫して行っていくことになる。

〔委員〕

- ・ 自分でも発言することによって、記憶にも留まり、成長の過程で心にも刻むことができると思うので、是非これを活用していただけるようお願いしたい。

〔委員〕

- ・ 内容も良くて読みやすい、いい教材だと思う。
- ・ ひとつ心配なのは、新採の先生に教えられるかということである。もちろん優秀な方を採用はしているのであろうが、非常に道徳は難しいものである。教えている人自身がそういう感覚であるとか体験値がないとなかなか難しい。若い先生にはシニアの先生がきちんとバックアップしてくれると自信を持って当たれるのではないかと思う。

〔事務局〕

- ・ 今年度は、指導主事を中心とした道徳教育応援チームが各学校を回りながら、先生方と一緒に道徳教育のやり方を研究していくことも考えている。

〔委員〕

- ・ 昨年度作成した「中学校編」の活用状況はいかがか。

〔事務局〕

- ・ 内容については非常によいとお話もいただいたので、我々としても活用を進めるように、折に触れて話をしており、各学校で活用されているものと考えている。

(4) 「とちぎふるさと学習資料集」について

委員長から説明を求められ、学校教育課長が説明した。

この報告に関して、委員から次のような質問や意見等があった。

〔委員〕

- ・ 次の改訂はいつか決まっているのか。

〔事務局〕

- ・ まだ決まっていない。

〔委員〕

- ・ 69ページの「葛生地区の石灰産業」の文章はバランスがよいと思うが、12ページ「地質の特徴を生かした産業」の最後の部分で、「セメント工業が盛んです。」の部分は「石灰・セメント工業が盛んです。」としても良かった。

- ・ また、各市町のページでは、その地の偉人を取り上げているが、プラスの人材を出してくるべきではないかと思う。田中正造について、佐野市で取り上げられているのはいいと思うが、日光市で取り上げられているのは、日光市の人にとって嬉しいことなのかと疑問である。是非、次の改訂のときは検討してもらいたい。

[事務局]

- ・ 市町教育委員会の意見を聞きながら編纂したものであり、今後も各市町と相談しながら進めていきたい。

[委員]

- ・ 歴史的な部分はともかく、データの部分もあり、それほど長い期間は使えるものではないと思うので、次回改訂のときは、今の指摘も考慮してもらえればよいと思う。

- 12 委員長は、順番を入れ替え、審議に移る旨を告げた。
- 13 第2号議案 平成28年度栃木県立高等学校入学者選抜要項について
第2号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
この議案に関して、委員から質問や意見はなかった。
- 14 第3号議案 平成28年度栃木県立中学校入学者選抜要項について
第3号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
この議案に関して、委員から質問や意見はなかった。
- 15 委員長は、第1号議案については、先の決定のとおり、会議を非公開で審議する旨を告げた。
- 16 第1号議案 平成27年度栃木県教科用図書選定審議会委員の任命について
第1号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
- 17 委員長は、以上で本日の会議を終了することを告げ、午後4時5分、閉会した。